一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月六日の総社員の同意により、名称を一般社団法人ほっとふれんずに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十七日

山形市旅篭町二丁目一番一一号
無限責任中間法人ほっとふれんず
代表社員　安達　政利

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月三日の総社員の同意により、名称を一般社団法人アジア交流センターに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十七日

神奈川県川崎市高津区蟹ヶ谷一六八番六号
無限責任中間法人アジア交流センター
代表社員　冨樫　英司

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十一年九月四日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

余剰金（特定資産の売却金及び特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金、特定目的借入の元利金、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、各優先資本金の額の減少をする要件及び時期

余剰金の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、その後六箇月以内に、初年度からの余剰金の累計額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、その他取締役がその判断により（α）本特定目的会社の維持・運営にかかる債務の支払、（β）各種積立金の積立て、（γ）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの。以下、「減資消却可能額」という。）について、優先資本金の額の減少を行う。

三、減少する各優先資本金の額

一千六百万円

四、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社の発行するすべての優先出資を対象とし、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は三百二十口である。

五、各優先出資の消却の方法

左記の計算式に基づき、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償（消却に要する費用は減少する優先資本金の額を超えない範囲で取締役が決定する。）で簡易減資消却を行う。

各優先出資社員の保有口数 × 減資消却可能額（円） / 優先出資の発行済総口数（既に減資消却された分を除く） = 各優先出資社員の消却口数（小数点第一位を四捨五入）

六、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

一千六百万円

七、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であるため、すべての優先出資が対象となる。

平成二十一年八月十七日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号
特定目的会社渋谷イースト
取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十八億二千七百五十万円減少し、金八千二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る最終貸借対照表の要旨は平成二十一年七月十日付官報の号外第一四六号一四五頁に掲載されています。

平成二十一年八月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社オー・エム・シー・エフ開発
取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を四億一千万円減少し十七億一千万円として、発行済優先出資総口数四万二千四百口を一口に対して金五万円をもって三万四千二百口に有償消却することとしました。消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、四億一千万円です。効力発生日は平成二十一年九月十八日であり、臨時社員総会の決議は平成二十一年八月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年五月二十一日
掲載頁　八十六頁（号外第一〇五号）

平成二十一年八月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京
共同会計事務所内
特定目的会社水戸泉町インベストメント
取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を四億一千万円減少し十七億一千万円として、発行済優先出資総口数四万二千四百口を一口に対して金五万円をもって三万四千二百口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月十八日までに当社にご提出ください。

平成二十一年八月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京
共同会計事務所内
特定目的会社水戸泉町インベストメント
取締役　荒川　真司

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十一年四月十四日開催の通常総会において、出資一口の金額金五十万円を金四十五万円減少し金五万円とすることを議決いたしました。

この議決に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十一年八月十七日

静岡県藤枝市堀之内一丁目一〇番地の六
藤枝市茶商工業協同組合
代表理事　宮崎　正行

訂正公告

平成二十一年七月九日（号外第一四五号）掲載の資本金の額の減少公告（枠組）中、減少する金額が「七〇〇万円」とあるは「一一〇〇万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年八月十七日

東京都板橋区東新町二丁目三番一一号
株式会社日和興業
代表取締役　石田　一成

訂正公告

平成二十年八月二十九日（第四九〇三号）掲載の合名会社池部商事に係る組織変更公告中、代表社員「池田　安文」とあるは「池部　安文」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十一年八月十七日

宮崎県延岡市祇園町二丁目四番地一
株式会社池部商事
代表取締役　池部　安文

取消公告

平成二十一年五月二十九日（号外第一一一号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十一年八月十七日

熊本市健軍本町四六番一号
（甲）株式会社大進建設
代表取締役　池田　明美
熊本県上益城郡御船町辺田見二〇三番地一
（乙）池田工建株式会社
代表取締役　木佐貫哲雄

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二一二	二	四	一〇分析官）	分析官）同
〃	〃	〃	一三技術研究	技術総合研究

平成二十一年七月十七日公布国土交通省令第四十八号（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三ページ下段一七行目の次に次を加える。

附　則

平成二十一年七月二十七日（号外第百五十六号）

人事異動欄農林水産省の部

（原稿誤り）

二一二　二四　課長補佐

〃　〃　四　一〇分析官）同

〃　〃　一三技術研究　課長補佐　分析官）同　技術総合研究

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十七日付第一七四号九月十四日付衆会第四六号四

六ページ●同日付政府調達第一五〇号四〇ページ●七八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）